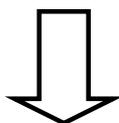


1 工事請負契約及び業務委託契約(工事請負と同様の積算方法で算出しているもの)に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の改正点について

(現行) 平成 28 年 6 月 30 日の開札分まで

直接工事費(※)の額に	10 分の 9.5	を乗じて得た額	} 合計額 × a (無作為係数)
共通仮設費の額に	10 分の 9	を乗じて得た額	
現場管理費の額に	10 分の 8	を乗じて得た額	
一般管理費等の額に	10 分の 5.5	を乗じて得た額	



(改正) 平成 28 年 7 月 1 日以降の開札分から

直接工事費(※)の額に	10 分の 9.5	を乗じて得た額	} 合計額 × a (無作為係数)
共通仮設費の額に	10 分の 9	を乗じて得た額	
現場管理費の額に	10 分の 9	を乗じて得た額	
一般管理費等の額に	10 分の 5.5	を乗じて得た額	

(※)業務委託契約については、直接業務費と読み替える。

※詳細については、下記規程をご覧ください。

- 工事請負契約・・・「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」及び「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」
- 業務委託契約・・・「業務委託契約に係る最低制限価格設定基準」及び「業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領」

2 工事請負契約に係る低入札価格調査制度における落札者に対する取扱いの改正点について

工物品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるダンピング受注を防止するために、過去 2 年において参加停止措置に該当した場合に技術者複数配置の義務化について明確にしました。

(改正後) 第 15 条第 1 号③

品質管理、安全管理並びに履行期限に関し、当該年の前年及び前々年に大阪市競争入札参加停止措置要綱別表各号のいずれかに該当する参加停止期間が含まれる場合

※詳細については、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」をご覧ください。